

日立都市計画用途地域の変更(日立市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の高さの限度	敷地面積の最低限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 176 ha	8 / 10 以下	4 / 10 以下	— m	10 m	—	約 18.4 %
小 計	約 752 ha	10 / 10 以下	5 / 10 以下	— m	10 m	—	
	約 928 ha						
第二種低層住居専用地域	約 78 ha	15 / 10 以下	6 / 10 以下	— m	10 m	—	約 1.6 %
小 計	約 78 ha						
第一種中高層住居専用地域	約 1086 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	— m	— m	—	約 21.5 %
小 計	約 1086 ha						
第二種中高層住居専用地域	約 148 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	— m	— m	—	約 2.9 %
小 計	約 148 ha						
第一種住居地域	約 713 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	— m	— m	—	約 14.1 %
小 計	約 713 ha						
第二種住居地域	約 353 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	— m	— m	—	約 7.0 %
小 計	約 353 ha						
準住居地域	約 240 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	— m	— m	—	約 4.8 %
小 計	約 240 ha						
近隣商業地域	約 77 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	— m	— m	—	約 1.5 %
小 計	約 77 ha						
商業地域	約 147 ha	40 / 10 以下	8 / 10 以下	— m	— m	—	約 3.0 %
小 計	約 5 ha	50 / 10 以下	8 / 10 以下	— m	— m	—	
	約 152 ha						
準工業地域	約 299 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	— m	— m	—	約 5.9 %
小 計	約 299 ha						
工業地域	約 543 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	— m	— m	—	約 10.8 %
小 計	約 543 ha						
工業専用地域	約 429 ha	20 / 10 以下	6 / 10 以下	— m	— m	—	約 8.5 %
小 計	約 429 ha						
合 計	約 5046 ha						100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図のとおり」

理由

茨城港港湾計画及び港湾法における土地利用規制と日立市の都市計画の整合を図り、計画的に土地利用の誘導を行うため、用途地域を変更するものである。また、港湾機能との調整を図りつつ危険物取扱施設用地としての土地利用を促進するため、隣接する一部の区域を用途地域の変更区域に含めるものとする。

位置図

日立都市計画
用途地域の変更【日立市】

久慈漁港

国道245号

茂宮川

国道293号

番号	1
地区名	日立港区第5埠頭地区
面積	約18.1ha
理由	港湾計画における土地利用との整合

【変更理由】

茨城港港湾計画及び港湾法における土地利用規制と日立市の都市計画との整合を図り、計画的に土地利用の誘導を行うため、用途地域を変更するものである。